

令和5年第9回

安芸高田市農業委員会議事録

総 会

令和5年9月22日（金）

安芸高田市農業委員会

# 総会出席簿

【開催年月日】 令和5年9月22日（金）

【時間及び場所】 午後1時30分より 安芸高田市民文化センター4階小ホール

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について  
日程第 2 報告第 4号 農地改良届について  
日程第 3 報告第 5号 取消願について  
日程第 4 議案第 47号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第 5 議案第 48号 農地法第4条の規定による許可申請について  
日程第 6 議案第 49号 農地法第5条の規定による許可申請について  
日程第 7 議案第 50号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域  
整備計画の変更について

議席	氏名	印	議席	氏名	印	議席	氏名	印
1	光永 直義	○	5	藤原 憲司	○	9	仁伍 雅史	○
2	秋國 満	○	6	山本 英次	○	10	田中 秀之	○
3	水重 克幸	○	7	津田 義則		11	境江 芳暢	○
4	見坂トシ子	○	8	黒瀬 忠司	○	12	高松 忠夫	○

事務局 出席 稲田 圭介 事務局長

藤城 輝久 係長

中村 貴啓 主任

安芸高田市産業部地域営農課 末長主査

総会開始 午後1時30分

総会時間 1時間9分

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時30分 開会

○田中会長

ただいまから、令和5年第9回安芸高田市農業委員会総会を開会をいたします。

本日の総会には欠席の申し出はございません。したがって、ただいまの出席人員は11名でございます。尚、津田 義則委員がご逝去されましたので、1名の欠員となっておりますが、定数に達しておりますので、これより令和5年第9回安芸高田市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元のほうに配付をさせていただいております。

日程第1 議事録署名委員の指名を行いたいと思います。会議録署名委員につきましては、安芸高田市農業委員会総会会議規則第13条第2項の規定により、議長において行います。5番 藤原 憲司委員さん、6番 山本 英次委員さん、両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 報告第4号 農地改良届についての報告を求めます。事務局からよろしくお願いいたします。

(事務局朗読報告)

○田中会長

ありがとうございました。以上で農地改良届についての報告を終わります。

日程第3 報告第5号 取消願についての報告を求めます。事務局からお願いいたします。

(事務局朗読報告)

○田中会長

以上で取消願の報告を終わります。ここで議長交代のため暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時35分 休憩

午後1時35分 再開

○水重職務代理

休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第4 議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案の要点説明をお願いします。



から100mぐらい行った所に両脇に、右手に3枚と左に2枚あります。この申請地と○で囲まれている所にお家があるのですが、この譲受人の亡きおじさんの家があります。譲渡人と譲受人とは、譲受人の母とは兄弟関係にあり、譲渡人は高齢で●●に居住されており耕作困難で、現在は、この譲受人が毎週耕作の手伝いに通われていました。この度、この申請地を甥である譲受人に所有権移転を行うものであります。譲受人はこれまでも耕作の手伝いに通っており、これからも耕作意欲をもって耕作をされていかれるので、何ら支障がない事から問題ない事を確認しました。尚、詳しい内容については別紙調査書のとおりです。以上57号についての報告を終わります。

○水重職務代理

以上で調査報告を終わります。次に質疑及び意見に入ります。質疑及び意見はありますか。

質疑及び意見がないようですので質疑及び意見を終了し、採決に入ります。議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について申請のとおり賛成の議員は举手願います。

[賛成者挙手]

○水重職務代理

全員賛成でございます。よって、議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請については申請通り許可することに決しました。ここで議長交代のため暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時43分 休憩

午後1時43分 再開

○田中会長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第5 議案第48号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案の要点説明をお願いします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。続きまして、担当委員の調査報告を行います。

受付番号21号につきまして、5番 藤原委員さんお願いいたします。

○藤原委員

それでは21号について説明をさせていただきます。5番 藤原です。

この案件につきましては、9月11日、農業委員、農業推進委員と事務局で現地を確認しております。現地につきましては図面をちょっと見ていただければ分かるんですけども、八千代町●●といたしまして、●●●●●●と●●●●とのちょうど境目の所のすぐ近くで、●●●●●●に面した所なんです。●●さんがここへ、元々は田んぼだった所なんですけど、そこへ工場を建てられましたよね、それから順次中心の方の工場があったのを、順次材料置場にしたり機械を置いたりということで、拡張をしましてですね、この一角については●●さんの土地だったという事ですね、だんだんと工場を拡張していったという所なんです。現状につきましては、建屋ができたり、工場用地の中に取り込まれて一体的に利用されているような、工場用地になっておりました。この一帯につきましては、●●●●●●という右手の方に●●●●●●がありまして、裏側は全部、●●●●●●が流れていまして、孤立したような土地なんで、隣の方に影響するような水路とかそういう者も全然別個にありますので、特段問題はなかろうかという事で確認しました。尚、始末書を添付しているということです。現状につきましてはそんな所です。以上です。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。これより、質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いします。ございませんか。

藤原委員さんの件、これは、何年ぐらい前に建設したのでしょうか。倉庫等の拡張は何年ぐらい前にもうすでに。

○藤原委員

ここは●●●●●●という私が住んでいる近くなんですけど、確認したところでは、だんだんと拡張はしていたんですけど、農業委員になる前なんですけれども、5～6年前ぐらいか、10年以内だとは思いますが。その間にだんだんと拡張されていったように記憶しております。

○田中会長

その他意見等々ございませんか。ご質問もございませんか。よろしいですか。質疑、意見がないようでございますので質疑、意見を終了し採決に入ります。

議案第48号 農地法第4条の規定による許可申請について、申請通り許可することに賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○田中会長

全員賛成でございます。よって、議案第48号 農地法第4条の規定による許可申請につきましては申請通り許可することに決しました。尚、受付番号21号につきましては、許可妥当と



●●●●●の修理工場になっております。今回の事業拡張に伴いまして職員駐車場の不足によりこの申請にいたっております。また、譲渡人は●●に居住しており管理が困難という事がございます。周辺は宅地に囲まれており、この申請はやむを得ないものと確認をいたしました。以上、45、46号についての報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。これより、質疑及び意見に入ります。質疑、意見のある方はご発言をお願いいたします。ございませんか。よろしいですかね。

質疑、意見がないようでございます。質疑、意見を終了し採決に入ります。議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請について、申請のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○田中会長

全員賛成でございます。よって、議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請については申請通り許可することに決しました。ここで説明員交代のため休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時59分 休憩

午後2時06分 再開

○田中会長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第7 議案第50号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。

はじめに事務局より提案の要点説明をお願いします。

(事務局朗読説明)

(地域営農課 末長主査朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。以上で要点説明を終わります。

これより、担当地区の委員による調査報告を行いたいと思います。尚、会長、職務代理共に調査報告がございますのでこのまま議事の進行を行います。また、非農地証明申請について審議済みの位置番号9、19、29、30、33については調査報告を省略といたします。はじめに、吉田地区のほうから位置番号1、2、3の3件について、4番 見坂委員さんお願いいたします。



地を今回購入し、そこで事業を営む計画でございます。そこで申請地を従業員の駐車場として利用するため、今回の除外申請に至っております。周辺には農地はなく、許可妥当と確認しました。また、現況は管理されていない田でございます。以上で位置番号4、5、6の報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。次に八千代地区にうつります。位置番号7、8、10、11、12、13、この案件につきまして5番 藤原委員さんお願いいたします。

○藤原委員

説明をさせていただきます。7、8について取り敢えず説明させていただきます。9月11日の日に関係者で現地を確認しておりますけれども、場所は●●●●●●から●●●の方に2、300m入った所に位置している所なんです。以前は田んぼとして使っていた所なんですけど、耕作していた人が亡くなったり、現在農業をする他な土地もあるということで、農業に活用の見込みがないという事で、この近くにも太陽光発電という施設ができたんですけど、その関連の誘いがあったと思うんですけど、この2件が太陽光の設備を設置するという事で届け出ております。以前このすぐ近くに太陽光の発電施設ができておりますけど、何ら苦情等もないようですので問題はないと思います。

それから9番、10番、11番なんですけれども、これは場所的には拡大図と全体のあるんですけど、●●●をちょうど上がった所で、●●●●●●から続いて南方の方に●●がいてるんですけど、そのちょうど●●があるんですけど、●●のちょっと奥まった●●沿いなんですけど、山肌にちょっとひらけた所で、左の下側の方は●●●の源流の●●●の方の絶壁みたいな所で、ちょっとひらけた所で集落としては●●●●あるんですけども、近くではほとんど農業をやっている所は少なくてですね、材料置場になったり、太陽光設備があったり、後は遊休農地になったり、原野にもどっているような状況なんです、昔はこういった所でも、田んぼなり畑なり使っていたようなんですけど、現在その一角は農業を主にやっている所はないので、特に除外申請をしても問題はなかろうかと思えます。これは9、10、11について言えることです。

それから12、13なんですけど、これは八千代町の●●●●という所なんですけど、全体の地図で見ていただいたら、前回もちょっと説明はしたかと思うんですけど、●●●という山があるんですけど、その中に俗にいう●●●●●●のような孤立した所に、ひらけた集落があるんですけど、これでも昔は相当な世帯数もあり、田んぼもあつたわけで、神社等もあつてかなりの集落として形成していたんですけど、現在は限界集落といいますか、そのような形でだんだんと細っていくような場所であります。これにつきましてはですね、●●さんの土地な

んですけど、実は●●さんが大病を患われて、終活をするという事で少し前から申請されててですね、●●●●●●●●●●の人が後を全部、田んぼとか周辺の現在公園のような形ですね、●●さんが整備されていた所を、●●さんの意思をついでそのままの形でという事で、その地域おこしを兼ねてそこを活用していきたいという事で申請をされているので、特に周辺の方の農業をする取水とかその辺については問題なからうかと思えます。景観的にも今までずっと使っていたような状況を受け継いでやるという事なんで、特に問題はなからうかと思えます。余談なんですけど、この●●さんなんですけど、先日2、3日前に亡くなられましたという事で、意思を継いで後を、地域貢献に努めていただければありがたいなと思えます。以上です。

○田中会長

ありがとうございました。次に美土里町にうつります。位置番号14か号から24までございますが、19号を除き10件につきまして、11番 境江委員さんお願いいたします。

○境江委員

11番 境江です。9月12日に農業委員、推進委員、事務局とで現地の確認を行いました。拡大図の方をご覧ください。番号14番についてご説明申し上げます。●●●●●を進んでいきますと●●地区に入り、●●●●●並びに●●●●●という施設がございます。それより先に200mぐらい進んだところに●●●●●という●●さんがあり、その倉庫がございます。図面という道路の下側にあり、その倉庫の横を下に100mぐらい進んでいきますと三差路にあたります。その角地が今回の申請地です。●●さんは高齢となり、山の中の墓を今回申請する場所に設置をしたいという事でございます。

続きまして、15、16、17、18号についてご説明申し上げます。●●●●●を美土里町方面に進んでいきますと●●●●●という所がございます。その●●●●●の所に●●●●●という会社がございます。その会社をすぎて少し行くと右側に茅原が発生しております。その茅原を今回太陽光発電として利用したいという申請です。現地は茅原と雑木が生えておりました。

続きまして20号でございます。●●地区という場所に入っております。美土里の●●●●●をすぎてしばらく行きますと、●●●●●に行く道がございます。曲がってすぐの所に美土里支所がございます。それから4kmぐらい進んでいきますと、●●●●●という場所に入っております。その●●●●●に入るとすぐの所の左手に今回申請される土地がございます。太陽光の施設として利用したいという事でございます。

続きまして21号ですが、●●●●●より500mから600m入った所がございます。●●●●●のすぐ上に●●さんのお家がございます。その隣りに畑がございます。●●さんも高齢となり耕作が困難となったことにより、この家の隣りに墓地を移動したいという事でございます。



一丁目から26をご覧くださいますが、これは高宮町●●●というふうになっておりますが、場所は●●●という所でございます。●●●を●●●●から●●方面へ下っていきますと、突き当りが●●●●●●●●●●というふうになっておりますが、その1km弱手前の左側の土地が申請地でございます、そこに現地というふうに記載がございますが、その上に●●●●●●というふうに記載がございますが、この●●氏の家が申請地となっております。この●●氏というのは、もう現在他界されていらっしゃるんですが、申請人の●●氏が後見人になっておるようでございます。この土地はもともと●●氏の自宅の山手側へ砂防が建設されております。建設時期ははっきり承知をいたしておりませんが、この申請地はその砂防を建設する時に畑の一部、さらには井戸を埋め立てて、砂防をつくるために下から、トラックとかダンプとかあるいは資材やコンクリートを持ち上げるために設置をされたものでございまして。その当時は現況復旧という事になっておったようですが、●●氏がそのままにしておいてほしいと、使い便利がいいという事から、その当時現状復旧はせずに残してあったようございまして、今後も進入路として利用したいというための申請でございます。周りには●●氏の畑が一部ありますが、特段なる農地もありませんし、問題は発生しないかという風に見てまいりました。したがって、この申請は妥当であると判断をいたしましたわけでありまして。以上で25、26に対する報告を終わりにさせていただきます。

次に位置番号27、28号につきまして、2番 秋國委員さんからお願いいたします。

#### ○秋國委員

はい、2番 秋國でございます。位置番号27、28号について、去る9月13日午後より、農業委員、推進委員、事務局とで現地確認いたしましたのでその結果を報告いたします。

まず27号ですが、申請地はですね、高宮町●●●●●●●●●●という集落にあります。●●●●●●●●●●を●●方面から●●方面に行きますと、途中に左上に●●●●●●●●●●がございまして。それをさらに進みまして●●●●●●●●●●を横切って、さらに300mぐらい●●方面に向かいますと細い●●がありますが、それを約1km入ってもらい途中、●●●●●●●●●●という●●があるんですが、その前を通りまして、1kmぐらい入りますと●●●●●●●●●●という集落の、申請人のご自宅は●●●●●●●●●●の家になります。27の地図をご覧くださいと思いますが、左手の方矢印で●●●●●●●●●●と書いてあるんですが、その右隣りが申請人の●●●●●●●●●●さんのご自宅でございます。山の中の方に墓地があったわけですが、高齢になり墓参りがなかなか難しいという事で、ご自宅の前の畑に墓地を新設されました。現地確認に行った日にはすでに墓が建立されておりました、やむを得ないという事で見させてもらいました。

次に28号ですが、これも●●●●●●●●●●があるんですが、28の地図を見ていただきたいのですが、右の方から太い道路が通っているのですが、あれが●●●●●●●●●●の●●●●●●●●●●になります。古い●●●●●●●●●●を出て突き当たって、約50mぐらい●●●●●●●●●●の方へ行きまして、それか

ら細い●●を約100mぐらい下ったところに現場と書いてありますけど、申請地がございます。申請人は息子さんが長男の方ですが、家に同居されておるわけですが、家が手狭になったという事で、今回現場という申請地に息子さんのために、住居を新築されるという事でございます。周囲の農地はほとんどが申請人の田んぼと畑でございます、他の農地への影響はありませんが、ただ家を新築するという事は生活用水等が出るという事でございますが、農業用水と一緒に流れるという事で、最近ほとんどが合併浄化槽で、水洗トイレ等になっておるのであまり環境破壊ということは無いのではないかと思います。やむを得ずということで見させてもらいました。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。次に甲田地区にまいります。位置番号31号について、1番 光永委員さんお願いいたします。

○光永委員

1番 光永です。31番について、9月12日、農業委員、推進委員、事務局とで現地を確認しましたので報告いたします。

図面31をご覧ください。場所はですね、●●●という会社が大きく載っていると思うんですけど、その●●●のすぐ横にですね、15年前に圃場整備した農地が1筆あります。持ち主は●●●●●さんという事で、●●●●●の土地改良した農地があります。これを●●としてですね、この●●●の駐車場としてならやむを得ないという事で現地を確認してまいりました。独立した農地なので他の水路等には影響はないというふうに確認しております。高さがかなり低く、まわりの道路よりもかなり低いという事で、どういうふうな改良をされるのかというところが少し心配なところではありますけども、一応32台車を入れるという事で図面も添付されておりましたので、致し方ないかなというふうに現状見てまいりました。以上、報告を終わります。

○田中会長

はい、ありがとうございました。次に向原地区へまいります。位置番号32号について、6番 山本委員さんお願いいたします。

○山本委員

6番 山本です。位置番号32号について報告いたします。9月13日、推進委員、農業委員、事務局とで現地を確認いたしました。図32をご覧ください。場所は、●●●●の横を通り●●方面へ約1km行き、左手方向に約100m行ったところにある、未整備田175㎡と



はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第50号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画の変更につきましては、諮問のとおり認定する事とし、妥当意見を付し市長に回答することに決しました。

以上で本総会に付議をされました案件の審議は全て終了いたしました。これを持って令和5年第9回安芸高田市農業委員会総会を閉会といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時46分 閉会